

各県立学校長 様

教 育 長

道路交通法施行規則の一部改正に伴う酒気帯びの有無の確認等について（通知）

このたび、道路交通法施行規則が一部改正され、安全運転管理者の行うべき業務として、新たに運転の前後における酒気帯びの有無の確認等が義務づけられました。

本県においては、すべての県立学校で飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいるところですが、当分の間、安全運転管理者を選任している県立学校においてこの確認を行うこととしました。

つきましては、下記のとおり、運転者に対する酒気帯びの有無の確認等を適切に実施するとともに教職員に周知徹底をお願いします。

今後、安全運転管理者を選任している県立学校における運用実績をもとに、全県立学校において酒気帯びの有無の確認等を実施する予定です。

なお、これを機に、全県立学校において、いわゆる二日酔いの状態で運転することがないよう、翌日に運転する予定がある場合は、飲酒量を抑えるとともに、夜遅くまで飲むことを控えるなど、改めて注意喚起をお願いします。

記

1 概要等

各県立学校の安全運転管理者は、出張等の公務のため、次の自動車等（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）を運転する教職員（臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。以下「運転者」という。）に対して、運転前後の酒気帯びの有無を確認するとともに、確認した内容を記録すること。

- (1) 公用車
- (2) 公務使用の承認を受けた自家用車
- (3) 学校管理自動車等の県の所有に属さない自動車

2 酒気帯びの有無の確認方法等

次に掲げる方法により、安全運転管理者が確認すること。また、酒気帯びの状況が確認されたときは運転をさせないこと。

(1) 令和4年4月1日から

安全運転管理者が運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等（顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）により確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認する。

(2) 令和4年10月1日から

上記（１）の確認に加え、アルコール検知器を用いて確認する。なお、アルコール検知器は、常時有効に保持すること。

### （３）留意事項

ア 酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないというものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、終了後や退勤時に行うことで足りること。

なお、宿泊を伴う出張の場合は、各日の業務終了後及び翌日の業務開始前に確認が必要である。

イ 運転等の酒気帯びの確認は原則として対面で行うこと。

ウ イにかかわらず、自宅発着や宿泊を伴う出張の場合、安全運転管理者が不在の場合など、対面での確認が困難な場合は、携帯電話その他の運転者と直接対話できる方法により必ず確認すること。なお、メール等による報告は認められない。

## 3 確認者

（１）上記２の確認は、安全運転管理者が行うことを原則とする。なお、運転者が安全運転管理者の場合、必ず運転者以外の管理職員等が確認すること。

（２）教職員が多数で、安全運転管理者のみでは円滑な確認が困難な場合等においては、校長が業務を補助する者（以下「補助者」という。）を指名することで、補助者に確認させることができる。なお、補助者の指名は、あらかじめ校長の決裁を受けなければならない。

## 4 記録の内容

安全運転管理者は、酒気帯びの有無の確認を行った場合は、公用車の使用に際しては自動車使用記録簿に、自家用車の公務使用に際しては自家用車使用記録簿に、次の事項を記録すること。なお、酒気帯び確認欄への記録は、安全運転管理者又は補助者によることを原則とするが、２（３）ウの場合等、安全運転管理者又は補助者による記録が困難な場合は、運転者による記録でも差し支えない。

（１）確認者名

（２）運転者

（３）運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

（４）確認の日時

（５）確認の方法

（６）酒気帯びの有無

（７）指示事項

（８）その他必要な事項

## 5 アルコール検知器の保持等

（１）アルコール検知器は、各県立学校において、公用車の数や自家用車の公務使用の頻度等を考慮して適切な数量を購入し、保持しておくこと。

（２）アルコール検知器の性能は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により確認できるものであれば、特段の性能上の要件は問わない。

（３）「常時有効に保持する」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをい

う。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

## 6 その他（道路交通法との関係）

道路交通法においては、自動車を5台以上（自動二輪車は2台を1台に換算）又は乗車定員が11人以上の自動車1台以上を保有する所属（以下「当該所属」という。）は、安全運転管理者を選任し、当該所属の公用車を使用させる場合は、安全運転管理者が酒気帯びの有無を確認することとされ、併せて、その業務を補助する者を指名できることとされている。このため、当該所属の公用車を他所属の教職員が運転する場合は、運転者の所属の管理職員等（安全運転管理者を含む。）を、当該所属の安全運転管理者の補助者として取り扱うこととする。

## 7 関連規程等の改正

上記4のとおり酒気帯びの有無の確認内容を記録することに伴い、令和4年4月1日から「自家用車の公務使用について」（平成10年10月15日付け10教総第368号教育長通知）の一部を改正する。

- (1) 職員が旅費の支給を伴わない旅行において自家用車を使用する場合に使用している「別記第2号様式 自家用車使用簿」に酒気帯び確認の欄を追加する。
- (2) 自家用車を公務に使用する場合は、旅費の支給の有無にかかわらず、別記第2号様式の酒気帯び確認の欄に酒気帯びの有無を確認した内容を記録することとする。

なお、安全運転管理者を選任していない県立学校においては、改正後の様式を使用するが、当分の間、酒気帯びの有無を確認した内容を記録する必要はない。

### 【問い合わせ】

教職員・福利課 人事企画担当 野崎・恩地  
電話 088-821-4903

E-mail 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

【分類番号 02-03-9999】

## ○自家用車の公務使用について

(平成10年10月15日 10教総第368号教育長通知)

改正 平成11年5月28日11教総第156号教育長通知

平成16年5月31日16高教政第172号教育長通知

平成18年3月31日17高教政第736号教育長通知

平成19年1月4日18高教政第486号教育長通知

平成22年4月13日22高総福第40号教育長通知

令和4年3月31日3高教福第1704号教育長通知

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行後は、任命権者が知事に協議して定めるところにより登録を受けた自家用車を、旅行命令権者の承認を受けて使用して旅行した場合には、新たに自家用車の車賃が支給されることとなります。

これに伴い、平成10年10月22日以降における自家用車の公務使用の要件、手続等については下記のとおりとします。

自家用車の公務使用は、公務の能率的執行を図るために機動力の使用が必要な場合で、県有車が使用できない等のやむを得ない事情がある場合に、例外的に認められるものですので、その点に十分留意のうえ適正に運用してください。

なお、昭和45年12月9日付け45教総第391号教育長通知及び昭和54年6月13日付け54教総第133号教育長通知は廃止します。

### 記

#### 第1 自家用車の公務使用の要件

職員から自家用車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）の公務使用の申出があった場合は、次の要件をいずれも満たす場合に使用を認める。

- 1 公務の能率的執行上機動力の使用が客観的に必要と認められること。
- 2 県有車が使用できないこと。又は、地理的条件、使用の方法等から県有車の使用が客観的に著しく不便と認められること。
- 3 四国内及び岡山県への出張とする。
- 4 自動車損害賠償責任保険（以下「自賠保険」という。）に加入の車両であること。
- 5 運転技術に習熟（普通自動車にあつてはおおむね1年程度、その他にあつてはおおむね6月程度の運転経験を有する者）していること。
- 6 自動二輪車、原動機付自転車の公務使用については、使用の必要性や職員の健康面、安全性等を総合的に判断して無理のないものであること。

#### 第2 自家用車使用の場合の実費弁償

職員の旅費に関する条例第17条の2第2項に規定する自家用車の車賃を支給す

る。その他借上料、燃料費等はいっさい支給しない。

### 第3 事故発生の場合の措置

#### 1 損害賠償

旅行命令の日程に従った通常の経路上における事故によって第三者に対して損害を与えた場合の損害賠償については県が負担する。ただし、用務終了後、公務と関係なく通常の間を経過した後の事故の場合はこの限りでない。

#### 2 損害賠償の求償等

- (1) 自賠保険の適用となる事故については、職員の運転する車両の自賠保険で第三者に賠償する。この場合、自賠保険の限度を超える額については、県が第三者に賠償する。
- (2) 職員の故意又は重大な過失による事故の場合、県の負担した損害の範囲内において職員に求償する。

#### 3 公務災害の認定

旅行命令の日程に従った通常の経路上の事故による職員の受傷については、用務終了後公務と関係なく通常の間を経過した事故の場合を除き、職員の申請に基づき、公務上と認める旨の意見を付する。

### 第4 自家用車の公務使用の手続

- 1 職員が自家用車を公務に使用しようとする場合は、使用しようとする自家用車をあらかじめ別記第1号様式の自家用車登録簿により登録するものとする。

なお、自家用車登録簿の内容に変更を生じたときは、その都度登録するものとする。

- 2 職員が前記により登録を受けた自家用車を公務に使用する場合は、旅行命令簿（所属長等の承認が必要な事項が記載されたものを含む。以下この項において同じ。）に自家用車を使用する日及び使用する区間を記載し、使用承認を申し出ること。

職員が自家用車を使用する職員の代理で旅行命令簿を作成する場合（一の旅行命令簿で他の自家用車を使用する職員の旅行命令を併せて行う場合を含む。）は、旅行命令簿の作成者が、自家用車を使用する職員に自家用車の使用を申し出るものであることを必ず確認したうえで旅行命令簿を作成すること。

職員の自家用車使用の申出を含む旅行命令簿が作成された場合、所属長等は、旅行命令の内容と併せて、職員の自家用車の公務使用が要件に合致することを確認したうえで、当該旅行命令簿を決裁すること。当該決裁により、当該旅行命令及び自家用車の使用について承認を行ったものとする。

また、他の交通機関による旅行命令を決裁した後、自家用車使用に変更する場合は、旅行命令変更簿（所属長等の承認が必要な事項が記載されたものを含む。）において、自家用車使用の申出と承認の手続きを行うこととする。

なお、旅費の支給を伴わない旅行において自家用車を使用する場合は、別記第2号様式の自家用車使用簿に必要事項を記載のうえ、所属長等の承認を受けること。自家用車使用簿の決裁権者及び代決等の扱いについては、旅行命令簿に準ずるものとする。

- 3 職員が自家用車を公務に使用する場合は、各所属の管理職員等は運転の前後において酒気帯びの確認を行い、別記第2号様式の自家用車使用簿の酒気帯び確認欄に記録すること。

なお、旅行命令簿により自家用車の使用の承認を受けた場合であっても、別記第2号様式を使用するものとするが、この場合は所属長等の承認及び使用経路の記載は不要であること。

## 第5 その他の留意事項

- 1 常に職員の健康状態等に留意し、いやしくも酒気帯び運転、過労運転の禁止等の法令に違反することのないよう特に配慮すること。
- 2 仕業点検の励行と道路運送車両法第48条の規定による定期点検整備の実施状況を確認する等、車両の整備状況に留意し、安全運転の確保に努めること。
- 3 公務使用かどうかにかかわらず、運転免許の有効期限切れにならないよう留意すること。

新 旧 対 照 表  
新 旧

自家用車の公務使用について（抜粋）

自家用車の公務使用について（抜粋）

第 4 自家用車の公務使用の手続

1・2 略

3 職員が自家用車を公務に使用する場合は、各所属の管理職員等は運転の前後において酒気帯びの確認を行い、別記第 2 号様式の自家用車使用簿の酒気帯び確認欄に記録すること。

なお、旅行命令簿により自家用車の使用の承認を受けた場合であっても、別記第 2 号様式を使用するものとするが、この場合は所属長等の承認及び使用経路の記載は不要であること。

第 4 自家用車の公務使用の手続

1・2 略

新

第2号様式

年度自家用車使用簿

所属名		職名		氏名		車種		登録番号	
-----	--	----	--	----	--	----	--	------	--

所属長承認		使用月日	使用経路	酒気帯び確認						
月日	確認欄			確認者	確認時間	確認方法	検知器 使用	酒気帯び の有無	指示事項	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	

- 備考 1 この様式は、自家用車を使用する旅行に際して用いるものであること。
- 2 旅費の支給を伴う旅行に際しては、別途、旅行命令が発せられるものであるため、所属長承認及び使用経路の記載は不要であること。
- 3 旅費の支給を伴わない旅行に際しては、承認及び代決等の権限は、旅行命令に準ずるものであること。
- 4 「酒気帯び確認」欄のうち、「確認方法」及び「酒気帯びの有無」欄は、いずれかを○で囲み、検知器を使用した場合は、「検知器使用」欄に○を入れること。



